

益子町狩猟免許取得等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益子町における野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、野生鳥獣による農作物等への被害防止及び町民の生活環境を保全するために、狩猟免許の取得等をした者並びに狩猟者登録の更新をした者に対し、その費用の一部を補助する益子町狩猟免許取得等補助金（以下「補助金」という。）について益子町補助金等交付規則（昭和48年規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に係る法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。
- (2) 狩猟免許の取得等 前号に規定する狩猟免許の取得及び狩猟者登録をいい、銃の場合においては上記に加えて猟銃等所持許可を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 町内に住所を有し、町税に滞納がない者
- (2) 新たに狩猟免許の取得をする者にあつては、栃木県猟友会芳賀支部益子分会に所属し、益子町が委託する有害鳥獣捕獲業務に5年以上従事することを確約した者
- (3) 登録の更新を行う者にあつては、栃木県猟友会芳賀支部益子分会に所属し、益子町が委託する有害鳥獣捕獲業務に率先して従事することを確約した者
- (4) 過去に狩猟事故及び狩猟違反がない者

(対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許の取得等を行った日以後、速やかに益子町狩猟免許取得等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、益子町狩猟免許取得等補助金交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた者は益子町狩猟免許取得等補助金交付請求書（様式第3号）を、町長に提出するものとする。

(報告検査)

第8条 町長は、必要と認めたときは補助金の交付を受けようとする者、又は補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、職員により検査をさせることができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部及び若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 益子町補助金等交付規則及びこの要綱に違反したとき。
- (3) 所属日から5年以上従事しなかったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日より適用する
- 2 告示前に申請のあったものの適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	対象経費	補助率等
新規取得者	狩猟免許事前講習会受講料 狩猟免許申請手数料 医師の診断書作成費用 狩猟税 猟銃及び空気銃の取り扱いに係る講習会の受講料 教習資格認定申請に係る手数料 火薬類等譲受許可申請に係る手数料 技能検定受験に係る手数料 猟銃又は空気銃の所持許可申請に係る手数料 狩猟者登録に係る手数料 損害保険料 大日本猟友会会費 栃木県猟友会会費 猟友会芳賀支部会費 猟友会芳賀支部益子分会会費	対象経費の3分の2 (千円未満切捨て)
更新者	狩猟税 狩猟者登録手数料 損害保険料 大日本猟友会会費 栃木県猟友会会費 猟友会芳賀支部会費 猟友会芳賀支部益子分会会費	対象経費の2分の1 上限20,000円 (千円未満切捨て)